

**「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、毎年度、必須の活動です！**

農地集積や高齢化などの農村の構造変化がすすむ中で、今後の地域資源の保全管理のあり方を検討し、活動開始から5年目に「地域資源保全管理構想」にまとめていきます。

具体的な活動項目は、下記の枠のとおりです。

**組織の活動計画書を確認してください。**



下記の1つ以上の項目に、をいれて実施する活動を必ず選択されています！

- 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会
- 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会

**Q.** なぜ毎年、推進活動を実施しなければならないのか？

**A.** 多面的機能支払交付金の制度では、「地域の農業や住民全体が協力し合い、役割分担をしながら、農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を行う体制づくり」を目指しています。

よって、この活動のなかで

- ① 年度活動計画の中で、地域資源の保全管理の目標や取組内容をしっかりと位置づけること。
- ② 本活動の達成状況や効果について、毎年度、活動組織は自己評価を行うとともに、市町に報告する。その後、市町は活動組織の自己評価について評価し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ③ 推進活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿や地域農業の今後の姿を「地域資源保全管理構想」として、活動の最終年度（5年目）に策定すること。

地域資源保全管理構想は、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実や向上を図っていく仕組みを構築するためのものです。今後の農地集積の加速化等農村の構造変化の進展に対応して、目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動・方策等を活動期間中にとりまとめます。この構想に基づき、取り組むべき活動・方策の実践を図りつつ、地域資源の適切な保全管理に向けた取組を促進するものです。**この活動について、協議、検討されたことは、必ず記録に残してください。**

また、「多面的機能の増進を図る活動」についても、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」と同様に、市町は毎年度活動組織より自己評価を求めるとともに、取組の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言することとなりました。（本年度より、市町が評価を行う仕組みを整備した。）

※ 推進活動や増進活動は、毎年実施しないと「交付金返還の対象」になりますのでご注意ください。

# 財産の管理について

更新を行った施設は、財産として管理者を定めて適切に管理しなければなりません。市町や土地改良区が管理者になっている場合は、更新後すみやかに管理者に譲渡しましょう。

## Q. 財産の管理の仕方は？

**A.** 更新を行った施設や50万円以上で取得した機械や器具は、その都度、「財産管理台帳」に整理し、台帳を保管します（補修の場合は財産管理台帳への記載は必要ない）。台帳には、財産の構造や規格、施工箇所、処分制限期間などを記載します。

**(注)** 交付金交付の基礎となる書類は交付完了の翌年度から5年間保管しなければなりません。また、「財産管理台帳」については処分制限期間が過ぎるまで保管する必要があります。



水路等の更新が終わったら、完成検査を行い、すぐに財産管理台帳に整理する！



## Q. 財産を譲渡するにはどうすればいいのか？

**A.** 活動組織が、市町や土地改良区が管理する施設の更新を行った場合には、その財産はできるだけすみやかに所有先に譲渡する必要があります。

### 譲渡にあたって必要な書類

譲渡にあたっては、取得した財産の所在や構造、規模、数量などが明示された図面などの書類（例：設計書、平面図、構造図など）を用意して、譲渡の際に施設管理者（市町、土地改良区など）に引き渡さなければなりません。

**(注)** 請負業者からこれらの書類を徴収していないなど、書類の不備がある場合が少なくないため請負業者にしっかりと必要書類を伝えて完成時に書類を提出させましょう。

### ■財産耐用年数の例（山口県）

施設	構造	耐用年数
水路	コンクリート造り（U字溝などの二次製品、現場打水路）	17年
農道	コンクリート舗装	15年
	アスファルト舗装	10年
	砂利舗装	8年
水路ため池	ゲート、ポンプ、バルブ	7年
	防護柵（金属造りのもの）	10年